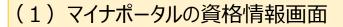
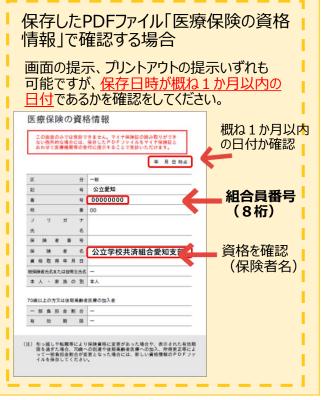
令和7年12月2日以降 保健事業利用時にご提示いただく書類等





されたらスクロールし、 資格を確認



(2) 資格確認書



組合員証等は令和7年12月2日以降は使用不可



(3) その他

- ・健康管理事業については、(1)(2)の他、マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診機関が対応可能な場合)やマイナ保険証と資格情報のお知らせの提 示が可能な場合があります。
- ・マイナ保険証をご利用の方へ発行する資格情報のお知らせは、組合員番号の記 載はありますが、有効期限がなく資格喪失後に回収されないため、単独での使用は できません。